

平成23年第4回由利本荘市議会臨時会（7月）会議録

平成23年7月27日（水曜日）

議事日程第1号

平成23年7月27日（水曜日）午前10時開会

第1．会議録署名議員の指名

第2．会期決定

第3．提出議案の説明

報告第13号から報告第15号まで 3件

議案第133号から議案第138号まで 6件

第4．提出議案に対する質疑

第5．提出議案の委員会付託（付託表は別紙のとおり）

第6．委員長審査報告

第7．報告第13号 平成23年度由利本荘市一般会計補正予算（専決第1号）専決処分報告

第8．報告第14号 平成23年度由利本荘市集落排水事業特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告

第9．報告第15号 平成23年度由利本荘市簡易水道事業特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告

第10．議案第133号 由利本荘市浄化槽施設条例の一部を改正する条例案

第11．議案第134号 農地農業用施設災害復旧事業の施行について

第12．議案第135号 由利本荘市営土地改良事業の経費の賦課徴収について

第13．議案第136号 平成23年度由利本荘市一般会計補正予算（第7号）

第14．議案第137号 平成23年度由利本荘市集落排水事業特別会計補正予算（第4号）

第15．議案第138号 平成23年度由利本荘市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

第16．急施事件の認定

本日の会議に付した事件

第1から第16までは議事日程第1号のとおり

第17．追加提出議員発案の説明並びに質疑

議員発案第2号 1件

第18．議員発案第2号 福島第一原子力発電所の事故による農畜産物被害と食の安全確保のための早急な対策を求める意見書の提出について

出席議員（30人）

1番	伊藤岩夫	2番	渡部聖一	3番	佐々木隆一
4番	佐藤譲司	5番	大関嘉一	6番	作佐部直

7番	湊 貴 信	8番	高 橋 信 雄	9番	若 林 徹
10番	高 橋 和 子	11番	堀 友 子	12番	佐 藤 勇
13番	今 野 晃 治	14番	今 野 英 元	15番	堀 川 喜久雄
16番	渡 部 専 一	17番	長 沼 久 利	18番	伊 藤 順 男
19番	佐 藤 賢 一	20番	鈴 木 和 夫	21番	井 島 市太郎
22番	齋 藤 作 圓	23番	佐々木 勝 二	24番	本 間 明
25番	佐々木 慶 治	26番	土 田 与七郎	27番	佐 藤 竹 夫
28番	村 上 亨	29番	三 浦 秀 雄	30番	渡 部 功

欠席議員（0人）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市 長	長谷部 誠	副 市 長	藤 原 由美子
副 市 長	渡 部 慶 一	教 育 長	佐々田 亨 三
企 業 管 理 者	藤 原 秀 一	総 務 部 長	土 田 隆 男
企 画 調 整 部 長	石 川 裕	市 民 福 祉 部 長	猪 股 健
農 林 水 産 部 長	佐 藤 一 喜	商 工 観 光 部 長	渡 部 進
建 設 部 長	伊 藤 篤	矢 島 総 合 支 所 長	土 田 武 弥
岩 城 総 合 支 所 長	今 野 光 志	大 内 総 合 支 所 長	伊 藤 鋭 一
東 由 利 総 合 支 所 長	佐 々 木 喜 隆	西 目 総 合 支 所 長	菊 地 弘
鳥 海 総 合 支 所 長	土 田 修	消 防 長	伊 藤 敬 一
総 務 部 政 策 監 兼 財 政 課 長	阿 部 太津夫		

議会事務局職員出席者

局 長	石 川 隆 夫	次 長	長 佐々木 智
書 記	高 橋 知 哉	書 記	石 郷 岡 孝
書 記	鈴 木 司	書 記	今 野 信 幸

午前10時00分 開 会

議長（渡部功君） おはようございます。きょうは大変暑うございますので、暑い方はどうか上着をおとりいただいて会議に臨んでいただきたいと思います。

さて、会議に先立ちまして、6月24日の豪雨によりまして、本市においても大きな被害を受けたところでありますが、被災された皆様方には心からお見舞い申し上げたいと思います。

例年になく梅雨明けが早かった日本列島であります。いよいよあすから北東北3県を会場に全国高等学校総合体育大会（インターハイ）が開催されます。全国からおいでの選手の皆さんには、悔いのないさわやかな全力プレーを御期待申し上げるものであります。きょうは議員全員におきまして応援隊として、またPRも兼ねまして応援用のユニホームで会議に臨みますので、どうかよろしく願いいたします。

それではただいまより、平成23年7月20日告示招集されました、平成23年第4回由利本荘市議会臨時会を開会いたします。

出席議員は30名であります。出席議員は定足数に達しております。

この際、御報告申し上げます。地方自治法第121条の規定により、提出議案の説明のため、市長の出席を求めています。

また、会期中、議案関係職員の出席を求める場合もあります。

さて、今臨時会に、ただいままで提出されました案件は、報告第13号から報告第15号までの3件、並びに議案第133号から議案第138号までの6件の計9件であります。

議長（渡部功君） これより本日の議事に入ります。本日の議事は、日程第1号をもって進めます。

議長（渡部功君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第81条の規定により、会議録署名議員に、1番伊藤岩夫君、2番渡部聖一君を指名いたします。

議長（渡部功君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今臨時会の会期は、議会運営委員会において、本日1日と定めましたが、これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって会期は、本日1日と決定いたしました。

議長（渡部功君） 日程第3、提出議案の説明を行います。

この際、報告第13号から報告第15号までの3件、並びに議案第133号から議案第138号までの6件の計9件を一括上程し、市長の説明を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

市長（長谷部誠君） おはようございます。それでは、提出議案の説明に入ります前に、諸般の報告を申し上げます。

初めに、去る6月24日に発生いたしました豪雨災害についてであります。

6月23日から降り続いた雨は、24日未明から激しさを増し、鳥海地域大清水で484ミリの雨量を記録するなど、市内各地で200ミリ前後の降雨があり、子吉川や各河川が一気に増水し、甚大な被害をもたらしました。

市では、24日午前2時50分に災害警戒室を、また、午前7時30分には私を本部長とする災害対策本部を設置し、対応に当たりました。

この間、各観測地点ではらん危険水位を超えるなど、市内の河川は急激に増水し、午前7時30分、東鮎川地区の蒲田・立井地両集落に避難を勧告するなど、本荘・矢島・由利地域の10町内、695世帯、1,940人に対し避難を指示いたしました。

その後、子吉川のほか石沢川や鮎川、芋川の複数箇所です堤防決壊等によるはらんなどが発生しましたが、同日夕方からは徐々に水位が低下し、午後8時までに全地区で避

難勧告の解除に至りました。

このたびの水害は、子吉川が近年まれに見る水量に達し、市内の広範に甚大な被害をもたらしたものであり、被害を受けられた皆様に心からお見舞いを申し上げる次第であります。

被害状況の概要についてであります。家屋等の浸水被害は、床上浸水が住家・非住家合わせて46棟、床下浸水が167棟でありました。翌25日から消毒作業を開始するとともに、本荘清掃センターと本荘最終処分場を臨時に開放し、被災世帯の廃棄物を無料で受け入れており、その量は約160トンになっております。

道路関係につきましては、市道347カ所に被害が発生したほか、特に国道108号下川内瀬中石地内と東鮎川立井地地内では通行不能となりました。この国道108号と県道仁賀保矢島館合線については、全面復旧までいましばらく時間を要する状況であります。県によりますと、国道108号につきましては、9月末までに片側交互通行を可能にすると同っております。

河川につきましても、130カ所で被害が発生いたしました。市道とともに早期の復旧に取り組んでおります。

これら建設関係の被害額は、市道関係が約7億6,300万円、河川関係が約2億2,000万円、合わせて約9億8,300万円となっております。

また、農林水産関係であります。農地の冠水面積が約1,300ヘクタールに及び、水稲の被害額1億5,800万円余りを初め、大豆、野菜などを合わせた農業生産被害が約1億7,800万円であります。

農林水産施設被害では、農地・農業用施設519カ所、林道82路線153カ所、さらに治山関係35カ所、合わせて707カ所が被災し、被害額約10億円であり、農林水産関係被害額の合計は約11億7,700万円に及んでおります。

体育施設では、市ソフトボール場のグラウンドが全面冠水により土砂等が流入し、管理棟が床上浸水するなど体育施設2カ所が被災し、その被害額は約1,200万円です。全国高等学校総合体育大会の開催が間近であることから、大会運営に支障を来さないよう早急に対応したところであります。

以上、7月15日現在の被害総額は約21億7,200万円に上り、これら被害の復旧に当たりましては、国・県の災害査定分を除き、急を要するものについては6月27日付で専決処分を行うとともに、本日、補正予算案を提出しておりますので、御審議方よろしくお願い申し上げます。

また、由利高原鉄道については、鮎川橋わきののり面崩落により6月26日まで全面運休となりましたが、仮復旧作業により、翌27日午後には運行を再開しております。

今回の豪雨による市内の被害規模が非常に大きかったことから、私自身、7月4日・5日の両日、仙台及び東京の関係省庁に赴き、被害の実態を伝え、支援を要望いたしてまいりました。

さらに、19日から21日にかけて、渡部議長を初め土田副議長や市議会各常任委員長の皆さん方と合同で、県初め仙台及び東京の関係省庁、民主党の陳情要請対応本部に足を運んで甚大な被害の実態を訴え、支援を強く要望してきたところであります。

市といたしましては、早期の復旧作業とあわせ、被害を受けられた皆様への支援に全

力で取り組んでまいります。

また、ことしは梅雨明けが早く、非常に暑い日が続いており、職員の時差出勤を初め、公共施設での節電対策を強く進めておりますが、市民の皆様からも御理解・御協力をお願いいたしたいと存じます。

次に、放射性物質等の対策についてであります。

東日本大震災の津波による福島第一原発の事故を受け、放射性物質の拡散による汚染の影響が各方面に及んでおります。

本市では、6月30日に本荘マリーナ海水浴場、道川海水浴場、西目海水浴場の3カ所で放射性物質等の調査を実施しました。

この結果、海水から放射性物質は検出されず、また、砂浜の放射線量も基準以下であり、安全が確認されたところであります。

なお、県で実施した水質検査においても、環境基準最高のAAで、海水浴に適しているとの判定を受けております。

これらの検査の結果につきましては、市のホームページでも公表しており、県内外の皆様には安心して、安全な海水浴を楽しんでいただきたいものと考えております。

また、本荘清掃センター及び矢島鳥海清掃センターから排出される主灰及び飛灰に係るヨウ素とセシウムの放射能濃度についても6月30日に採取し、測定しております。

測定の結果、ヨウ素131は両施設において検出されず、セシウムについては1キログラム当たりの合計濃度で、本荘清掃センターの主灰が35ベクレル、飛灰が19.2ベクレル、また、矢島鳥海清掃センターの主灰が5.6ベクレル、飛灰は38ベクレルという結果でありました。これらの数値は、国の基準値を大きく下回っており、国が示す処理方針に基づき、それぞれの最終処分場に埋立処分しております。

さらに、市内の各学校のプールに係る測定についてであります。

県教育委員会では、7月11日から14日までの4日間にわたり、全県各地で放射線量の測定を実施しており、本市では、7月12日、由利小学校のプールの水の測定が実施されました。その結果、放射性ヨウ素、放射性セシウムともに不検出という結果であります。

空間放射線量についても、6月27日から30日に県で広域調査を行っておりますが、由利本荘市を初め各地点で問題のない数値となっております。

なお、市では測定機器1台を発注したものの、現在、納期に3カ月程度を要する状況となっており、納品は9月末になると見込まれます。

次に、放射性セシウムを含む稲わらに関する対策についてであります。

7月25日現在、県の調査結果によりますと、県内6戸の牛肥育農家の稲わらから暫定基準値を超える放射性セシウムが検出され、うち5戸の農家でえさとして与えられていたことが判明しました。

本市では、去る25日に県、にかほ市、秋田しんせい農協、由利農業共済組合、本市など関係機関との会議を行い、汚染わら、汚染牛肉の県内流通により影響を受ける畜産農家などの経営支援、また、風評被害対策について協議し、連携した取り組みを進めているところであります。

なお、汚染した稲わらを与えられた肉牛が県内にも流通した問題につきましては、教育委員会では、学校給食への対応として、7月22日付で各学校に対し、安全性が確認さ

れるまで、当面学校給食への牛肉の使用を控えること、既に8月以降のメニューに牛肉の使用が決まっている場合は、メニューを変更して対応することを指示しているとの報告を受けております。

市としても、食材の安全性については今後も留意し、秋田県食肉流通公社及び秋田県学校給食会とも連携して、適切な対応を図ることができるように努めてまいります。

次に、消防庁舎の建設についてであります。

消防庁舎の建設に係る住民説明につきましては、これまで本荘地域を初め各地域において住民説明会や町内会長会議などを開催してまいりました。

現在までの説明会では、建設場所を美倉町の文化会館跡地とすることについては、本荘地域を中心に大方の理解が得られたものと受けとめております。

特に地元の美倉町では、市民にとって身近な消防庁舎であってほしいという御意見や、津波に対する緊急避難場所としての機能整備などについて、御要望をいただいております。

これらのことを受けて、新消防庁舎には、防災に関する学習・展示ホールの設置など、市民に開かれた消防庁舎として整備してまいりたいと考えております。

また、緊急避難場所については、庁舎3階の会議室のみならず、屋上も活用できるように整備するとともに、バリアフリーに十分配慮しながら、だれにでも利用しやすい庁舎として整備してまいります。

老朽化した消防庁舎の建設は、市民の安全・安心のためにも急務となっており、議会を初め市民の皆様の御理解をいただきながら、建設を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、津波への対応策としましては、津波ハザードマップの配布並びに標高標示入り看板は8月中に設置する予定であります。

また、市街地の3階建て以上の建物を、いわゆる避難用ビルとさせていただくため、所有者などに協力を依頼しており、11施設から協力できる旨の回答をいただいております。

さらに、避難訓練につきましては、市総合防災訓練を9月4日に岩城地域で実施するとともに、同じ日に西目地域においても津波避難訓練を行い、また、9月10日には本荘地域でも同種の訓練を実施することとしております。

次に、農業振興についてであります。

稲作の生育状況につきましては、田植え作業のおくれや、その後の低温などから一部に茎数の不足が見られるものの、おおむね平年並みに推移しております。

豪雨災害の被害を最小限に食いとめるよう、関係団体と連携し、付着した泥の除去や防除等を農家に周知いたしております。

次に、商工業の振興についてであります。

企業支援貸工場につきましては、先般、秋田ルピコン株式会社から使用申請があり、その事業計画等を審査した結果、地域にとって有益なものと認め、7月1日付で貸し工場の使用を許可いたしました。貸し付けは8月1日を予定しております。

同社の事業計画によりますと、この秋からコンデンサ製造設備の製造及びメンテナンス工場として使用することとあります。

次に、第三セクター由利高原鉄道株式会社の代表取締役についてであります。

去る6月28日の任期をもって、大井社長と向島専務が御勇退されることとなり、後任の社長を公募しましたところ、全国各地から52名もの応募がありました。

選考の結果、東京都出身の春田啓郎氏が選ばれ、6月28日の株主総会での承認を経て就任されております。春田社長は、長年にわたり大手旅行会社に勤務された方で、旺盛な意欲と新たな感覚のもと、鉄道経営の刷新を目指し御活躍いただけるものと、市といたしましても、大いに期待しているところであります。

次に、国際友好交流モニターツアーについてであります。

中国無錫市から国際友好交流モニターツアー視察団一行8名が、6月30日から7月2日の2泊3日にわたり本市を訪問しております。本市滞在中は、日本文化をテーマとした剣道、茶道、番楽鑑賞やアイスクリームづくり、乗馬体験など、本市の豊かな自然や文化を満喫していただきました。

本年は、無錫市との友好交流議定書の調印から10周年に当たり、このたびの視察団の来訪を機に、ぜひ市民ツアーの企画を実現していただき、今後も両市の友好交流が深まることを期待しております。

次に、ごみ処理施設整備についてであります。

ごみ処理施設整備計画に関しましては、昨年11月の議会全員協議会において、今後は単独で整備を進めていくことについて御報告しておりますが、このたび、コンサルタントの調査結果を受け、施設整備の緊急性や安全性、整備費用に関する経済性などについて検討を重ねた結果、本市といたしましては、現在の本荘清掃センターについて基幹的整備改良を行い、施設の延命化を図ってまいりたいと考えております。

なお、その内容につきましては、所管の常任委員会で御説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

次に、北東北インターハイについてであります。

全国高等学校総合体育大会が、いよいよ明日から西目サッカー場におけるサッカー競技を皮切りに、北東北インターハイとして本市などを会場に開催されます。

サッカーでは、県代表の西目高校が29日正午から同会場で初戦を迎える予定となっており、31日からは男子ソフトボール競技へ由利工業高校が出場します。

また、8月8日から女子ソフトボール競技、そして、同月17日からはヨット競技と、由利本荘市は高校スポーツ一色の夏を迎えます。

全国から集う精鋭たちや応援団を温かく迎えるとともに、各競技の熱戦に声援を送りながら、高校スポーツの祭典を盛り上げ、あわせて本市のPRに努めてまいりたいと考えておりますので、議員各位、地域の皆様の御協力をよろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

それでは、提出議案について御説明申し上げます。

このたびの第4回市議会臨時会に提出いたします案件は、専決処分報告3件、予算関係3件、条例関係1件、その他2件の計9件であります。

報告第13号から報告第15号までにつきましては、平成23年度各会計補正予算の専決処分報告であります。これらの補正予算は、6月24日に発生した豪雨災害に対応した緊急を要する費用の追加が主なものであります。

報告第13号一般会計補正予算（専決第1号）であります。

歳出の主な内容といたしましては、総務費では、西滝沢水辺プラザ多目的広場の冠水による土砂の撤去、施設修繕費を追加したものであります。

民生費では、住家の床上浸水に対する災害見舞金を追加したものであります。

衛生費では、水害後の病虫害発生防除費と本荘最終処分場周辺排水路補修費を追加したものであります。

農林水産業費では、農地農業用施設単独災害復旧事業費補助金及び治山事業に伴う調査設計費を追加したものであります。

商工費では、本荘工業団地調整池の土砂撤去費用などを追加したほか、各海水浴場の放射線測定手数料を追加したものであります。

消防費では、浸水による消防団ポンプつき積載車の修繕費を追加したものであります。

教育費では、由利本荘市ソフトボール場管理棟の冠水による復旧費用を追加したものであります。

災害復旧費では、農地災害、林道災害、公共土木施設災害への緊急対応費用と、災害査定に向けた調査設計費を追加したものであります。

歳入では、繰越金を増額し、歳入歳出それぞれ1億9,290万9,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ455億5,937万円としたものであります。

次に、各特別会計補正予算の専決処分報告であります。

報告第14号集落排水事業特別会計補正予算（専決第1号）では、浸水による処理施設修繕費用のほか予備費を追加し、歳入歳出それぞれ680万円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ19億6,557万9,000円としたものであります。

報告第15号簡易水道事業特別会計補正予算（専決第1号）では、芦川配水池管理道路災害復旧費を追加し、歳入歳出それぞれ84万9,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ7億7,784万1,000円としたものであります。

以上が平成23年度由利本荘市各会計補正予算の専決処分報告であります。

議案第133号由利本荘市浄化槽施設条例の一部を改正する条例案につきましては、大内地域の中帳地区、代内地区、羽広地区に市が新たに浄化槽施設を設置したことにより、条例の別表を改正しようとするものであります。

議案第134号農地農業用施設災害復旧事業の施行についてであります。これは、このたびの水害による本荘地域、矢島地域及び鳥海地域の水田及び水路の災害復旧事業を概算事業費8,486万5,000円で施行することにつき、土地改良法の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

議案第135号由利本荘市営土地改良事業の経費の賦課徴収についてであります。これは、議案第134号の3地区の農地農業用施設災害復旧事業にかかわる受益者の分担金の賦課基準、徴収の時期、その方法について、条例の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第136号から議案第138号までにつきましては、平成23年度各会計の補正予算であります。

このたびの補正予算につきましては、豪雨災害復旧費を主として、緊急を要する費用について追加しようとするものであります。

初めに、議案第136号平成23年度由利本荘市一般会計補正予算（第7号）についてであります。

歳出の主な内容といたしましては、農林水産業費では、農業生産施設等豪雨災害復旧事業費補助金を新設し、農地農業用施設単独災害復旧事業費補助金及び治山事業費を追加しようとするものであります。

消防費は、先ほど御説明いたしました消防庁舎建設に係る住民説明会等の状況を踏まえ、改めて基本設計費用を追加しようとするものであります。

災害復旧費では、農地災害、林道災害、公共土木施設災害の本復旧費用を追加しようとするものであります。

この一般会計補正予算の財源としては、分担金、国・県支出金や市債を充てるほか、一般財源分を繰越金で調整するもので、歳入歳出それぞれ13億324万7,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ468億6,261万7,000円にしようとするものであります。

次に、議案第137号集落排水事業特別会計補正予算（第4号）であります。

これは、滝俣農業集落排水処理施設の非常用エンジンポンプ修繕費を追加しようとするものであり、歳入歳出それぞれ187万8,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を19億6,745万7,000円にしようとするものであります。

次に、議案第138号簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）であります。

これは、被災した亀田地区簡易水道施設の復旧に係る設計費及び予備費を追加しようとするものであり、歳入歳出それぞれ309万2,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を7億8,093万3,000円にしようとするものであります。

以上が第4回市議会臨時会に提出いたします議案の概要でありますので、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（渡部功君） これにて提出議案の説明を終わります。

議長（渡部功君） 日程第4、これより提出議案に対する質疑を行います。提出議案に対する質疑の通告は、休憩中に議会事務局へ提出していただきます。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時33分 休 憩

午後 1時02分 再 開

議長（渡部功君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより報告第13号から報告第15号までの3件、並びに議案第133号から議案第138号までの6件の計9件を一括議題とし、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、これを許します。23番佐々木勝二君の発言を許します。23番佐々木勝二君。

【23番（佐々木勝二君）登壇】

23番（佐々木勝二君） 本日、長谷部市長から提出された案件の中で、議案第136号平成23年度一般会計補正予算（第7号）のうち、歳出9款消防費1項消防費、消防施設

整備事業費委託料1,600万円ということで提案されておりまして、このことにつきましてお伺いいたします。

この件につきましては、さきの6月定例会最終日におきまして、議案の訂正がなされました。これは皆さん御案内のとおりでございます。

その理由といたしましては、「よりきめ細かな住民説明を図るために時間を要するため。」というふうにしてございます。私は、この文章から時期尚早なのだなということでとらえておりました。

また、6月中の市議会全員協議会では、当局及び議会ももっと研究及び勉強を重ね、より住民が納得する建設場所及び建設構造物にしようということでありました。これは、ことしの3月11日以降から全国民・全市民の消防署のあり方、本庁の役目、そういったものの考え方が大きく変わったのであります。

そこで、今回の提案につきまして質疑させていただきませんが、1つ目といたしましては、住民説明会は計画どおりに進捗しているのかということでありまして、この先も説明会は開催されると私は漏れ聞いておりますので、市長が言う大方の理解は得られたということにはならないのではないかとというふうなことであります。そこに非常に矛盾を感じるのでございます。

住民説明会の期間中、7月11日に行われました町内会長会の中では、ある町内会長さんが「この件について、私ではとても説明することが難しいので、どうか地域に来て説明を願いたい」というお話しをしたところ、当局側は「地域に赴いて説明をいたします」という返事もしているというふうなことも聞いております。

2つ目といたしましては、松ヶ崎地区で説明会がございまして、これは7月25日でありましたけれども、これに私は参加をいたしました。参加してみて、住民への説明や質問に対しましての回答が不十分と私は感じております。地震あるいは津波災害に対する本庁舎内の初動体制があいまいで、基本動作のマニュアルが確立されていないということなど、こういうことが私には感じられたのであります。もっとしっかりした説明を説明会では行うべきではないのかなということで、この辺もお伺いするわけでありまして。

3つ目といたしましては、基本設計については、これまで基本構想が議会に示されておらず、消防庁舎整備基本計画を早急に示すべきではないかとということをお伺いいたします。

4つ目といたしまして、6月定例会後、当局としてはどのような調査研究をこれまでしてきたのか。私たち議会の有志では、きのうでありますけれども、鶴岡市消防本部庁舎、これはことしの3月に完成したばかりでございますけれども、そこを視察いたしました。結果は非常に驚くべき点がたくさんございましたけれども、しっかりとしたスケジュールのもとに着々と計画を積み重ねて完成したというふうに私は感じております。

本市の場合、どうも場当たりのというふうな感じに受け取りまして、なぜ今臨時議会に御提案されたのか、急ぐ理由がどこにあるのか、その辺をお伺いするものであります。

以上、4項目にわたりましての提出議案に対する質疑でございますので、よろしくお伺いいたします。

以上であります。

議長（渡部功君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

市長（長谷部誠君） 佐々木勝二議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、1つ目の質問であります。住民説明会は計画どおり進捗しているかについては、これまで市の関係部局とともに、地元的美倉町町内会、さらには本荘中央地区、北内越町内会などのほか、各地域協議会など12回実施してまいりました。また、あす28日には鳥海地域協議会での説明を予定しております。

石沢、小友地区町内会や大内地域協議会での説明については、早目に実施してまいりたいと考えております。

これまでの説明会では、建設場所の文化会館跡地に対する大きな反対はなく、大方の理解が得られたものと認識しております。

2つ目の質問であります。地震・津波対策に対する庁舎内の初動体制については、消防本部では、震災活動計画に基づき震度4以上の地震が発生したとき、または、秋田県沿岸津波警報等が発表された場合は、職員は海面監視や住民避難等に関する必要な措置をとるものとしております。

危機管理課や関係部局、関係機関と連携して初動体制を確立したいと、充実させていきたいと考えております。また、防災関係機関、警察等と協議しながら充実させてまいりたいと考えております。

それから3つ目ではありますが、現在、消防庁舎の建設場所の選定や新消防庁舎のあり方について、これまで市議会全員協議会で御説明申し上げてまいりましたが、議会の皆様からいただいた御意見や有識者の意見を踏まえ、関係部局で精査した内容を基本とし、さらに住民説明会などでの御要望を可能な限り取り入れてまとめた基本構想の案をまとめております。

今後、消防庁舎整備の基本設計に当たっては、この基本構想を大きな柱として、議会を初め住民の皆さんから御理解をいただきながら計画を進めてまいりたいと考えております。

4つ目ではありますが、6月定例議会後、消防本部職員が7月4日に鶴岡市消防本部、7月7日に登米市消防本部を視察しております。消防庁舎建設決定までの経緯、年度別事業実施概要などや庁舎の内部、高機能通信指令設備を初め各施設の設備を視察してまいりました。

なぜ今回提案されたのか、急ぐ理由についてであります。諸般の御報告でも申し上げましたとおり、老朽化した現消防庁舎の改築は急務であります。基本設計に十分な時間を確保するため、本臨時会に提案したものであります。

以上であります。

議長（渡部功君） 23番佐々木勝二君、再質疑ありませんか。

23番（佐々木勝二君） 1つずつちょっとまたお尋ねしたいんですが、まず1つ目の住民説明に関しまして、これからあしたも説明会を行うというふうなこと、それから石沢、あるいは小友地区、そういったところもこれからというふうなことでありながら、本日提案されたということに関しては、非常に何かつじつまが合わないと感じております。もっともこの件につきましては深く説明をしていただきたいと思いますけれども、とにかく地域協議会は、各団体の代表の方、細かく言いますと、例えば婦人会の代

表あるいは町内会の代表、それから各組織の代表の方が集まっての協議会というふうな
ことになっておりますので、その方々が地元というか組織に帰りまして、またこれを一
般の方々に説明するというふうな手順になりますので、もう少し時間が必要なのではな
いかなというふうなことも考えております。

したがって、地域協議会での説明では、私は説明不足になりがちなのではないかなと
いうことがまず1点です。その辺の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

それから、初動体制のことにつきましては、例えば具体的にお話ししますと、説明会
である町内会長が「高台というのはどこですか」と質問されたときに、「それは鶴舞球
場もしくは本荘高校のグラウンドを想定しています。そこに緊急車両を退避させるため
のものだ」とお答えをしておりました。しかし、「地震があり、津波が来て大変混乱して
いる状況の中、美倉町あるいは消防庁舎の周辺の方々が助けてくださいと言ったときに、
私の役目は今緊急車両を退避させる係なのでちょっとかかわってられないという場面
は想定できないのか」と私も質問をさせていただきました。それについては、「初動体
制としてそういったマニュアルができていないので、これから作成したい」とのお答え
でした。そのことについても、非常に緊迫した内容、デリケートな時期にどういうふう
にして一般住民を退避させるか、救助するかということがまず一番重要なことでありま
すので、消防車両が先なのか、あるいは住民が先なのかというところで非常に意見が分
かれるのではないかなというふうに思っております。その辺の考え方をお聞かせいた
だきたいと思います。

それから、基本構想ができ上がっているというふうに今聞き取りましたけれども、私
たちにはまだ示されておりませんので、もしできているのであれば本日の臨時議会中
にお示しいただければ、その内容についてどういうものが知りたいところであります。

それから、視察先についても今お話ありましたけれども、消防職員が視察したときの
報告等について市長がどう思われたのか。私も鶴岡市の消防本部を見てまいりました
けれども、非常に感銘をいたしました。こういうものができればいいなというふうに思
いましたし、一例を挙げれば、屋上にヘリコプターの離着陸場もあってしかるべきだ
なというふうなことも思いましたし、鶴岡市の説明の中で免震の建物、それから耐震の建物、
そういった各建物に合わせた耐震構造になっているということで、非常に研究されて
いるなというふうなことを思いましたので、市長がその報告を受けた時点での感想を聞
かせていただければありがたいと思います。

以上です。

議長（渡部功君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

市長（長谷部誠君） 再質疑にお答えします。

1つ目の住民説明会にもっと時間をかけて、もっと丁寧というふうなお話ですが、
これまで12回にわたって住民説明をしてまいりました。今後も予定されておる箇所も何
カ所があります。

その中で本荘地域、特に町内会長会、さらには地元の美倉町、あるいはその周辺の中
央地区、こういった方々に十分説明をしているんな意見を伺ったわけですが、大方の
方々は賛成ということで大きな反対意見はありませんでした。やっぱり地元の意見とい
うのは非常に重要視しなければならないと、このように思います。

そういう意味で、消防もふだんの業務もありますが、十分に相手の都合も見計らいながら、丁寧にこれまで1カ月以上かけて説明をしてきているわけであります。ですから、私としては、全体として大きな反対がないわけでありますので、理解が得られたものと判断をいたしまして、この臨時議会に再度提案をさせていただいたということでございます。

それから、2つ目の初動体制については、先ほど申し上げましたとおり、職員は海面監視や住民避難等に必要な措置をとると。大きな津波が来た場合は、津波の高さはわからないわけでありますが、いかに早く住民を安全な避難所に避難をさせるか、あるいは誘導するか、これが非常に大事なポイントだと私は考えております。

そういう意味で、市役所本部の危機管理課のほうでそういった避難についてはきちんとしたものをつくって、町内会単位ではなくもっと小規模な単位にして、そこに住む方々で体の不自由な方、あるいは援護が必要な方が何名いるか、そこまで把握をして、そういった方々を8分から20分以内に避難場所に避難をさせるということがまず大事だと、このように私は考えております。

それから、3つ目でありますが、基本構想についてはまとめておりますので、住民説明会で要望されたものについては、可能な限り取り入れてまとめた基本構想の案をお示ししたいと、このように考えております。

4つ目でありますが、消防本部、消防長を初め、鶴岡あるいは登米市、その他いろいろ視察をしておりますが、随時報告を受けております。やはり参考にすべきは大いに参考に、基本設計の中で生かしていきたいと、そのためにも基本設計の中で十分な時間をかけて、そのあり方というものを決めていくということだと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（渡部功君） 23番佐々木勝二君、再々質疑ありませんか。

23番（佐々木勝二君） 住民説明会につきましては、これからもまだあるのではないかとことをまず伺ったわけですけれども、そのとおり、あしたも行うということでもあります。したがって、大方の意見がよしという部分にはまだ至っていないというふうに私は思います。

私は、美倉町の建設について反対だということではないんです。もっとしっかりと説明を行って、いろんな方々の意見を取り入れたしっかりした建物をつくってほしいがための質問でございますので、その辺まずひとつ御理解いただきたいというふうに思います。

それから、基本構想の件でありますけれども、これをまず真っ先に当局側がつくって私たちに示していただかないと、これから先の整備基本計画、あるいは建設実施計画とかいろんな計画の中の最も基本中の基本がまだできていないということであります。そういったものがないために、説明不足になるのかなというふうなところがどうしても否めないところなんです。

ですから、この件につきましては、今後常任委員会のほうへお任せするといいたしまして、まず基本構想を早く、大変いいものをつくっていただきたい。そのために住民説明会等、あるいは一つ一つの初動体制にしても、すべてこの辺につながってきますので、どうかこの辺はしっかりしたものをつくっていただきたいということを含めて、再度お

願いいたします。

議長（渡部功君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

市長（長谷部誠君） この後、住民説明会が幾つか残っておりますけれども、この由利本荘の全地域に説明をするというのはなかなか時間的に難しいと私は思います。やはり旧本荘市内の直接かかわりのある美倉町・中央地区、そして全体の町内会長会の意見というのは重要視しなければならないという中で、反対意見というものはなかったわけでありまして、ですから、大方の理解が得られたというふうな判断をさせていただいたわけでありまして。

それから、基本構想の案を早くということではありますが、基本構想が案としてできておりますので、きょうの臨時議会の常任委員会のほうに丁寧に御説明を申し上げたいと考えております。

議長（渡部功君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） これをもって質疑を終結いたします。

議長（渡部功君） 日程第5、提出議案の委員会付託を行います。

お手元に配付いたしております付託表のとおり、各常任委員会に審査を付託いたします。

この際、委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午後 1時26分 休 憩

午後 4時56分 再 開

議長（渡部功君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

現在、教育民生常任委員会が審議の途中でありますので、この際、会議時間を延長したいと思います。委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午後 4時57分 休 憩

午後 7時42分 再 開

議長（渡部功君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長（渡部功君） 日程第6、これより報告第13号から報告第15号までの3件、並びに議案第133号から議案第138号までの6件の計9件を一括上程し、各委員会の審査の経過と結果について委員長より報告を求めます。

なお、委員長報告に対する質疑は、各案件に入ってからこれを許します。

最初に、総務常任委員長の報告を求めます。28番村上亨君。

【総務常任委員長（村上亨君）登壇】

総務常任委員長（村上亨君） 総務常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

このたびの臨時会におきまして、当常任委員会に審査付託になりました案件は、専決処分報告1件、補正予算1件の計2件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりであります

が、審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、報告第13号一般会計補正予算（専決第1号）専決処分報告についてですが、当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入第19款、歳出第2款であります。

これは、6月24日に発生した豪雨による被害において、緊急な対応を要するものに係る費用を追加したものが主なものであります。

歳出においては、第2款1項総務管理費において、河川のはんらんによる冠水のため、西滝沢水辺プラザ多目的広場に堆積した土砂の撤去費用、トイレ・水銀灯の修繕費用合わせて568万7,000円を追加したものであります。

なお、これらの歳出に係る費用の財源として、歳入第19款繰越金を1億9,290万9,000円増額したものであります。

この専決処分報告につきましては、急を要するものであり、報告のとおり承認すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第136号一般会計補正予算（第7号）についてですが、当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入第19款及び地方債の追加であります。

歳入第19款繰越金につきましては、歳出に係る一般財源分として1億5,130万7,000円を増額するものであります。

また、地方債については、公共土木施設災害復旧事業など3事業を新たに追加するものであります。

この一般会計補正予算につきましては、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で総務常任委員会の審査報告を終わります。

議長（渡部功君） 次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。17番長沼久利君。

【教育民生常任委員長（長沼久利君）登壇】

教育民生常任委員長（長沼久利君） 教育民生常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今臨時会におきまして、当常任委員会に審査付託になりました案件は、専決処分報告1件、補正予算1件の計2件であります。

なお、審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりですが、審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、報告第13号一般会計補正予算（専決第1号）専決処分報告についてですが、当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳出3款、4款、9款、10款についてであります。

このたびの補正は、去る6月24日の豪雨により多数の被害が発生したことから、これらに対応した緊急を要する経費の追加が主なものであります。

まず、歳出3款民生費では、4項災害救助費において、住家の床上浸水に対する災害見舞金の追加であります。

4款衛生費では、1項保健衛生費において、水害による害虫発生予防のための大型防除機借上料の追加であります。また、2項清掃費においては、本荘最終処分場の周辺排水路補修に要する経費の追加であります。

9款消防費では、1項消防費において、被害拡大防止のため活動していた消防団由利

支団のポンプつき積載車が浸水したことによる修繕費の追加であります。

10款教育費では、6項保健体育費において、由利本荘市ソフトボール場の管理棟が床上浸水したことによる施設改修に要する経費や、グラウンドの全面冠水により土砂等が流入したことから、土の入れかえに係る全国高校総体由利本荘市実行委員会補助金の追加であります。

以上、御報告申し上げました補正予算専決処分報告につきましては、報告のとおり承認すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第136号一般会計補正予算（第7号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳出9款についてであります。

これは、第2回定例会（6月）において、議案の訂正により削除された消防庁舎基本設計業務委託料について、改めて追加するものであります。

審査の経過において、委員より、「建設場所について、津波への対策は十分になされたのか」との意見や、「消防庁舎建設に関して、その必要性、特に財源の面においては十分に理解できるものの、基本構想の提示を一番先にすべきではなかったのか」、「本案について、今臨時会に提出する必要性があったのか、9月定例会でもよかったのではないか」との意見もありました。

また、委員による「住民説明が十分になされたのか」との問いに対しては、「今後も要請があれば出向きます」との答弁を受けております。

さらに、文化会館の跡地利用に関して、今後のまちづくり計画の説明もいただいております。

以上、御報告申し上げました一般会計補正予算につきましては、採決の結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決定した次第であります。

なお、委員より、「今後も住民説明には積極的に出向いていただきたい」との要望がありましたことを申し添えます。

以上で審査の報告を終わります。

議長（渡部功君） 次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。12番佐藤勇君。

【産業経済常任委員長（佐藤勇君）登壇】

産業経済常任委員長（佐藤勇君） 産業経済常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今臨時会において、当常任委員会に審査付託になりました案件は、専決処分報告1件、補正予算1件、その他2件の計4件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付いたしております報告書のとおりであります。審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、報告第13号一般会計補正予算（専決第1号）専決処分報告であります。

本補正予算は、6月23日から24日にかけての豪雨災害の復旧に関連するものが主なものであり、当常任委員会に審査付託になりました主な内容を御報告申し上げます。

歳出であります。6款農林水産業費につきましては、水路など44カ所の農業用施設災害復旧費補助金の追加や、県単局所13カ所の測量設計委託料など治山事業費の追加が主なものであります。

7款商工費につきましては、堆積土の除去など本荘工業団地調整池の修繕費の追加や

各海水浴場の放射能測定手数料の追加であります。

11款災害復旧費につきましては、36路線69カ所分の緊急撤去費用及び34路線44カ所分の測量設計委託料などの林道災害復旧事業費や、矢島地域小坂戸堰の測量設計委託料に係る農地農業用施設災害復旧事業費の追加が主なものであります。

以上、本補正予算に係る専決処分につきましては、報告のとおり承認すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第134号農地農業用施設災害復旧事業の施行についてであります。これは、6月の豪雨により被災した農地農業用施設について、本荘地域鮎瀬地区の水田においては、概算事業量は面積15ヘクタール、概算事業費は5,540万円。矢島地域小坂戸地区の水路においては、概算事業量は延長90メートル、概算事業費は2,621万円。鳥海地域久保地区の水路においては、概算事業量は延長32メートル、概算事業費は325万5,000円として、市営の災害復旧事業として施行するため、土地改良法の規定により議会の議決を得ようとするものであり、その提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第135号由利本荘市営土地改良事業の経費の賦課徴収についてであります。これは、ただいま御報告申し上げました議案第134号の事業に係る3地区それぞれの設計等経費の受益者負担として分担金の賦課基準、徴収時期及び徴収方法について、関係条例の規定により議会の議決を得ようとするものであり、その提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第136号一般会計補正予算（第7号）であります。本補正予算も報告第13号同様、豪雨災害の復旧に関連するものが主なものであり、当常任委員会に審査付託になりました主な内容を御報告申し上げます。

まず、歳入であります。12款分担金及び負担金につきましては、議案第135号で触れました3地区の農林水産施設災害復旧事業費分担金の追加であります。

15款県支出金につきましては、治山工事費補助金、農地農業用施設災害復旧費補助金及び林道災害復旧費補助金の追加であります。

21款市債につきましては、農地農業用施設災害復旧債及び林道災害復旧事業債の追加であります。

続いて、歳出であります。6款農林水産業費につきましては、パイプハウスの農業生産施設等豪雨災害復旧事業費補助金の追加、農地210カ所と農業用施設174カ所の災害復旧費補助金の追加、また、県単局所12カ所の工事請負費など治山事業費の追加であります。

11款災害復旧費につきましては、15路線21カ所の災害復旧補助事業費及び91カ所の林道災害復旧単独事業費の追加や、本荘地域鮎瀬・矢島地域小坂戸・鳥海地域久保地区の農地農業用施設災害復旧事業費の追加であります。

以上、御報告申し上げました本補正予算の当常任委員会付託分につきましては、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

以上で審査の報告を終わります。

議長（渡部功君） 次に、建設常任委員長の報告を求めます。24番本間明君。

【建設常任委員長（本間明君）登壇】

建設常任委員長（本間明君） 建設常任委員会の審査結果を御報告申し上げます。

今臨時会におきまして、当常任委員会に審査付託になりました案件は、専決処分報告3件、条例関係1件、補正予算3件の計7件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりであります。審査の経過と概要を御報告申し上げます。

初めに、報告第13号一般会計補正予算（専決第1号）専決処分報告であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳出11款災害復旧費であります。

これは、去る6月24日に発生した豪雨による公共土木施設災害に関する復旧費の補正であり、その内容については、矢島・由利・大内地域で通行不能となった道路などの早期車両通行確保のための応急工事費や、河川・道路など被災した公共土木施設79カ所に係る緊急復旧費用として重機借上料及び原材料費を追加したほか、今後の災害査定に向けた117カ所に係る測量設計委託料など、災害復旧費用およそ9,000万円を追加したものであります。

次に、報告第14号集落排水事業特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告であります。これは、6月24日の豪雨災害により被害を受けた小友第1処理区の中継ポンプ配電盤機器及びマンホールふたの交換、東鮎川処理施設の流量調整ポンプ修繕に係る費用を追加したほか、災害等の緊急時に対応するため予備費を増額したものであり、歳入では繰越金で調整し、歳入歳出それぞれ680万円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を19億6,557万9,000円としたものであります。

次に、報告第15号簡易水道事業特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告であります。これは、同じく豪雨災害に関する松ヶ崎簡易水道の芦川配水池管理道路災害復旧に係る費用として重機借上料及び原材料費を追加したものであり、歳入では繰越金で調整し、歳入歳出それぞれ84万9,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を7億7,784万1,000円としたものであります。

以上、御報告申し上げました3件の補正予算専決処分報告につきましては、いずれも報告のとおり承認すべきものと決定した次第であります。

続いて、条例の一部改正であります。

議案第133号浄化槽施設条例の一部を改正する条例案であります。これは、大内地域の中帳地区、代内地区、羽広地区に新たに3基の合併処理浄化槽を設置したことに伴い、別表に特定地域生活排水処理施設として追加しようとするものであり、その提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、各会計の補正予算であります。

議案第136号一般会計補正予算（第7号）であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では14款及び21款、歳出では11款であります。その内容は、6月24日の豪雨による公共土木施設災害の復旧に要する経費を追加しようとするものであります。

初めに、歳入についてであります。14款国庫支出金では、1項3目災害復旧費国庫負担金において、豪雨災害に係る公共土木施設災害復旧費負担金としておよそ5億2,000万円の追加であります。

21款市債では、1項9目災害復旧債において、同じく豪雨災害に係る公共土木施設災

害復旧事業債およそ3億5,900万円の追加であります。

次に、歳出についてであります。11款災害復旧費において、現年災害復旧費用として、豪雨により被災した117カ所の河川・道路に係る復旧工事請負費の追加、また、単独災害復旧費用として、229カ所の河川・道路に係る測量設計委託料及び工事請負費の追加のほか、52カ所の河川・道路に係る小破災害を復旧するための重機借上料及び原材費を追加するなど、復旧費用およそ8億9,000万円の増額補正をしようとするものであります。

次に、議案第137号集落排水事業特別会計補正予算（第4号）であります。これは、岩城地域の滝俣集落排水処理施設に係る非常用エンジンポンプの修繕料の増額であり、歳入では繰越金で調整し、歳入歳出それぞれ187万8,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を19億6,745万7,000円としようとするものであります。

最後に、議案第138号簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）であります。これは、豪雨により被災した亀田地区簡易水道の滝俣取水施設に係る復旧工事測量設計業務委託料の追加のほか、災害等の緊急時に対応するための予備費の増額であり、歳入では繰越金で調整し、歳入歳出それぞれ309万2,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を7億8,093万3,000円にしようとするものであります。

以上、御報告申し上げました一般会計及び特別会計の計3件の補正予算につきまして、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で建設常任委員会の審査報告を終わります。

議長（渡部功君） 以上をもって、委員長審査報告を終わります。

これより日程の順に従い、委員長報告に対する質疑、報告・議案についての討論、採決を行います。

この際、お諮りいたします。必要と認めるときは、報告・議案を一括議題といたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって、議事をそのように進めます。

なお、報告・議案の件名は、必要と認めるときは朗読を省略または簡略にしたいと思えますので、御了承願います。

議長（渡部功君） 日程第7、報告第13号一般会計補正予算（専決第1号）専決処分報告を議題といたします。

各常任委員長の報告は、承認すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって報告第13号は、承認することに決定いたしました。

議長（渡部功君） 日程第8、報告第14号集落排水事業特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告及び日程第9、報告第15号簡易水道事業特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告の2件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、承認すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって報告第14号及び報告第15号の2件は、承認することに決定いたしました。

議長（渡部功君） 日程第10、議案第133号浄化槽施設条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第133号は、原案のとおり可決されました。

議長（渡部功君） 日程第11、議案第134号農地農業用施設災害復旧事業の施行について及び日程第12、議案第135号由利本荘市営土地改良事業の経費の賦課徴収についての2件を一括議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第134号及び議案第135号の2件は、原案のとおり可決されました。

議長（渡部功君） 日程第13、議案第136号一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

各常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

この際、御報告申し上げます。

本案に対しては、12番佐藤勇君ほか4名から歳出第9款については削除すべきであるとの修正動議が提出され、所定の賛成者がおりますので動議は成立いたしました。よって、本動議を直ちに議題といたします。

これより修正案の説明を求めます。12番佐藤勇君。

【12番（佐藤勇君）登壇】

12番（佐藤勇君） ただいま議題になりました議案第136号平成23年度由利本荘市一般会計補正予算（第7号）に対する修正動議、これは議員の共同提案という形で提出させていただきました。私のほうから提案理由の説明をさせていただきます。

内容につきましては、お手元に配付いたしましたとおり、歳出において第9款第1項消防費1,600万円を減額して、消防費を補正前の額19億2,473万5,000円に戻すものであります。そして、減額した消防費1,600万円につきましては、14款予備費を増額し、1億3,200万円とするものであります。

今回提案させていただきました主な理由であります。現在の消防庁舎の老朽化が著しいことや建物敷地の狭隘等から消防業務に支障を来しておりますことは、皆様御周知のとおりであります。

したがって、私たち議員も、建設することについて反対するというものでは決してございませんことを前もってお断りいたしておきますので、何とぞ真意をお酌み取りの上、御理解くださいますようお願い申し上げます。

現在、市は消防庁舎建設を計画し、3つの建設候補地を選定したとして議会側にも平成23年3月8日に市議会全員協議会で提示されたのであります。

そこでのさまざまな質問に対しまして、消防庁舎は市民のためにどうあればよいか最優先課題となりましたことは言うまでもありません。3月11日の東日本大震災、マグニチュード9.0、観測史上最大となる巨大地震では、想定外の津波も発生し、まちと人を飲み込んでいきました。

さらに、福島第一原発で起きた高レベルの放射能事故は、震災をさらに深刻なものとし、未曾有の被害をもたらしておりますことは周知のとおりであります。被害に遭われている皆様方に心からお見舞いを申し上げます。この大津波の来襲を目の当たりにし、候補地の海拔6.2メートルにあえて建設するその理由と、その建設手法にも不安を隠せ

ないのであります。

仮に地盤地質調査をし、岩盤まで基礎くいを打ち強固にし、海拔を上げるために50センチメートル盛り土をし、そして土台を50センチメートル高くして1メートル基礎を高める等の説明をいただき、また、文化会館跡地に建設すれば、文化会館の解体費用が合併特例債の対象になるからという理由も伺っております。

確かに財政逼迫の折理解できますが、その基礎工事費を解体費用との比較をどう試算しているのかや、新庁舎がどの程度の規模のものを想定なのか、どの程度近年の広範にわたる高機能消防活動が行えるのかなど余り見えてまいりません。

私たちは、23年度新築移転した消防本部庁舎も視察してまいりましたし、また、ほか4カ所ほどの新庁舎建設に関して調査いたしております。私たちが希望提案するものは、場所としてこれからの近代的な機能性の備えた総合防災拠点としての消防庁舎を建設するのであれば、面積にしてせめて1万平方メートル前後確保できること、バイパス周辺などが候補地として挙げられます。そこには国土交通省等の国の出先機関も数件林立いたしております。その理由といたしましては、各地域からの緊急消防援助隊受援が可能なことや、今後の消防活動には緊急ヘリの離着陸が欠かせないことでのヘリポートの設置も挙げられます。

市内中心部に消防機能がないというのも困ります。市街地には小回りのきく分署を設置し、本部庁舎は機動性のあるもっと広い場所という発想はなかったのか。

当局も国立療養所秋田病院跡地利活用計画で旧本荘市は、厚生労働省や県との協議で、総合体育館を核とするスポーツ施設ゾーン、防災拠点施設ゾーン、そして福祉施設ゾーン等の3つの分割共存構想で計画検討してきたと伺っております。なぜ今回の消防庁舎を含めた大枠の青写真・ランドデザインを描けないのか、耐震不足で体育館も閉ざされたままであり、その後の展望も示されておられません。また、お金がかかるからといって、高齢化が進む現在の市民生活の不安、救急業務がふえる中で、密集した市内を守るため市内に分署の1つ、2つ建設する発想がないという危機管理体制にも問題があります。

お金の問題ではない、命にかかわる極めて重要な問題であります。小回りのきく分署1つの建設費がどのくらいか試算などしたことがあるでしょうか。初期消防体制であれば、そんな巨額なものとはならないと存じます。

美倉町に体育館を新しく建築するからとかの話ではありません。1市7町合併市町が長谷部市長の決断と積まれた実績で、今熟成されつつある由利本荘市全体を視野に、総合防災計画策定を含めた長谷部市長みずから総合政策審議をしていただきたいと願うものであります。

長谷部市長の八面六臂の行動も評価いたしているところであります。その市政運営の並々ならぬ決意と実績に悔いが残らぬ確かなものを練り上げていただきたい一心のこととでございます。

本会議において、本議案の提出に際し、議案の妥当性について質疑を行いました。前回6月定例議会に議案取り下げの理由として、市民に説明の徹底を図るとした経緯があります。

このたびも消防庁舎建設についての基本設計にかかわる要旨の説明が、必ずしも市民

全体に周知し得ない状況と判断せざるを得ません。本来の目的である、市民が主役の市政運営が必ずしも了と認めがたいものであります。本件は、部分修正に賛成して他の原案について賛成するという方法も可能であります。

予算に対する柔軟な判断を各会派や各議員ができることでありますので、何とぞ世紀の大事業、市民の命と財産を守る消防行政の綿密なより高機能で万全を期した建物施設建設ができますよう、いましばらく慎重に練り上げた自信ある計画を提示できますよう願うものであります。よってこのような背景のもとに、動議提出に至ったものでありますので、皆々様の御賛同をお願い申し上げ、提案理由といたします。

議長（渡部功君） 委員長報告及び修正案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。23番佐々木勝二君。

【23番（佐々木勝二君）登壇】

23番（佐々木勝二君） 私からは、長沼教育民生常任委員長に対する質疑をいたします。

平成23年度一般会計補正予算（第7号）、歳出9款の消防施設整備事業費、委託料1,600万円の審査に当たってでございますが、委員の皆様におかれましては、長時間にわたり慎重審議大変御苦労さまでございました。

さて、本日、午後一番での長谷部市長への質疑の中で、消防庁舎基本構想案を提出するというふうな回答を市長より得ております。その基本構想案について、現在まで私は中身を詳しく拝見しておりませんが、委員会の中での当局サイドの説明はどのような内容であったのか、また、委員からの発言内容はというようなことでもありますけれども、委員長報告には一部説明がございましたので、それ以外の部分に関しまして質疑をするわけでございます。

これが済みますと、きょう1日での原案の可否については非常に判断材料に乏しいものがあり、お伺いするものでありますから、御了承願いたいと思います。委員長報告の中で私が知りたい、以下のことをお伺いするものであります。

1つ目は、新庁舎の基本構想、それから建設方針、整備スケジュール、建設の事業費、これらの審査についての協議、審査内容をお伺いするものであります。

また、基本設計の委託につきましては、プロポーザル方式によるものか、こういった踏み込んだ内容が審議されておるのかということ、それから最後になりますけれども、基本構想（案）としての審議がありましたが、案がとれました成案としての審議に臨むべきものと私は思うのでありますが、委員会としての考えをお伺いいたします。

以上であります。

議長（渡部功君） 教育民生常任委員長の答弁を求めます。17番長沼久利君。

【教育民生常任委員長（長沼久利君）登壇】

教育民生常任委員長（長沼久利君） 私のほうから、質疑についての内容等について御報告させていただきたいと思っております。

由利本荘市消防庁舎建設基本構想につきましては、今回このような形で委員会のほうに提出がなされております。それによりますと、消防庁舎の建設の必要性、そして基本的な考え方、整備指針、さらに整備のスケジュール等がこの中に掲載されております。これにつきましては、昨年の暮れには完成したということでありましたけれども、一部

の資料を抜粋しながら全協等で説明をしているというようなことであります。

それにも増して3.11以降こういうことがありましたので、ちょっとその辺のところを整理しているというようなニュアンスでの説明をいただいたと認識しております。

また、この基本構想の中に建設方針等は盛り込まれておまして、丁寧な説明をいただいております。その件に関しましては、これといった特段の質問はなかったと記憶しております。

次に、業者選定につきましては、プロポーザル方式を基本とするというように伺っております。

次に、基本構想案についてでありますけれども、その件についての質疑はありませんでした。

議長（渡部功君） 23番佐々木勝二君、再質疑ありませんか。

23番（佐々木勝二君） 基本構想（案）としての審議の内容だというふうに委員長報告のほうでありましたので、（案）ということの中での審議であってよいものかどうかというようなことで、委員会の考え方はどうなのかというようなことで聞いたわけですが、それに関しては、委員会の中では別におかしいというふうなことも思われなかったのかどうか、その1点であります。

議長（渡部功君） 教育民生常任委員長の答弁を求めます。

教育民生常任委員長（長沼久利君） 議長、休憩をお願いします。

議長（渡部功君） 暫時休憩いたします。

午後 8時31分 休 憩

午後 8時32分 再 開

議長（渡部功君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育民生常任委員長の答弁を求めます。17番長沼久利君。

教育民生常任委員長（長沼久利君） 特段それについての質疑はありませんでした。

議長（渡部功君） 23番佐々木勝二君、再々質疑ありませんか。

23番（佐々木勝二君） ありません。

議長（渡部功君） ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論の通告がありますので、これを許します。25番佐々木慶治君。

【25番（佐々木慶治君）登壇】

25番（佐々木慶治君） 議案第136号平成23年度由利本荘市一般会計補正予算（第7号）、歳出第9款1項3目消防施設費、いわゆる消防庁舎を文化会館・図書館跡地の美倉町に建設するための基本設計委託料について、ただいま修正動議が提出されたわけですが、修正動議に反対の立場、原案賛成の立場で私なりの意見を申し述べさせていただきます。

東日本大震災の津波被害を受けて、国や県においては、二、三年かけて津波による被害想定の見直しが見込まれておりますが、この教訓を生かし、本市でも市全体を見据えた住民を守るべく独自の津波対策を今後講じていく必要があると考えております。

そうした意味からも、消防庁舎の整備に当たって、市民と一緒に防災について考える時間をつくることができたことは、大変意義があったことととらえております。

消防の最大の任務は、申し上げるまでもなく、あらゆる災害から市民の生命、そして財産を守ることです。

平成22年の由利本荘市救急統計によりますと、本荘地域においての出動件数が1,389件でありました。今年1月から6月までの半年間においても、697件もの出動があったという状況からしても、一刻一秒を争う日々の消防救急業務において、市街地から離れることにより消防救急車両の到着がおくれるという代償を払うこととなります。また、美倉町周辺は、住宅・商店を初め飲食店・ホテルなどの商業施設が密集する中心市街地であり、火災が発生した場合、延焼による被害の拡大が懸念される地域であります。

消防は、万が一、大津波が到来した場合、その最前線に立って地域の皆さんを安全な場所に避難させるとともに、逃げおくれた市民の救出に全力を挙げることが何よりも優先すべきこととあります。住民のより身近にいてこそ迅速な活動ができ、その機能が発揮され、被害を最小限に食い止めることができるものと思います。

これまで当局から説明がありましたように、日々の火災・救急事案に万全を期し、さらに津波を伴う大規模災害においても、緊急避難場所としての機能を併設させる計画の消防庁舎建設は、これまで述べた考え方に基づくものであると思います。

本日の会議では、消防庁舎建設についてのこれまでの進め方、プロセスについても論点となっておりますが、現庁舎は老朽化と耐震性に欠け、そのため危険が伴っている庁舎となっております。しかしながら、基本設計や実施設計に十分な時間を割き、地域防災の拠点としての役割を果たせる庁舎建設のため、早い時期の議決が重要と考えることから、原案に賛成し、修正動議に反対するものでございます。

以上、私の討論とさせていただきます。

議長（渡部功君） 本案に対する反対討論はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 本案に対する賛成討論はありませんか。5番大関嘉一君。

【5番（大関嘉一君）登壇】

5番（大関嘉一君） 私は、本日提出されました議案第136号平成23年度由利本荘市一般会計補正予算（第7号）に賛成の立場から討論させていただきます。

歳出6款、11款は、先般の豪雨災害復旧関連の補正予算で、災害を受けられました市民の皆様にはお見舞いを申し上げますとともに、被災者救済のためにも、速やかな予算執行を願うものでございます。

よって、論点を歳出9款消防費1項消防費3目消防施設費1点に絞り討論させていただきます。

先ほどの討論にもございましたが、3月11日の東日本大震災を機に、国民の防災意識、とりわけ津波・原発に対する意識が変わったのは周知のごとくでございます。

県でも、二、三年をかけ、地震・津波による被害想定を見直すとしており、本市としても、市全体を見据えた災害対策を講じる必要があるわけでございます。しかしながら、市民の生命・財産を守るべき本市防災のかなめの消防本部である現庁舎の耐震に対する脆弱性、施設設備の老朽化は、議員皆様御認識のごとくでございます。

本日提出されました本予算案は、今後、市の防災の拠点となる消防本部、消防署建設の基本設計に向け、調査研究も盛り込んだ予算案と理解するものでございます。

市民にとっても緊急度の高い本案件は、まずは基本設計への扉を開き、先ほどの委員長報告を真摯に受けとめ、あらゆる観点からの議論を踏まえ、今後の市としての総合的判断のもと遅滞なく進めることが肝要で、市民の安全・安心を担保するのが行政の責務と考えるものでございます。

以上、本案に賛成し、賢明なる議員諸氏の御賛同をお願いいたしまして、賛成討論とさせていただきます。

議長（渡部功君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、起立採決いたします。

初めに、修正案について採決いたします。本案を、修正案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（渡部功君） 起立少数であります。よって議案第136号に対する修正案は、否決されました。

修正案が否決されましたので、次に、原案について採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（渡部功君） 起立多数であります。よって議案第136号は、原案のとおり可決されました。

議長（渡部功君） 日程第14、議案第137号集落排水事業特別会計補正予算（第4号）及び日程第15、議案第138号簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の2件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議案第137号及び議案第138号の2件は、原案のとおり可決されました。

議長（渡部功君） 日程第16、急施事件の認定の件を議題といたします。

本日、鈴木和夫君外8名から、お手元に配付しております福島第一原子力発電所の事

故による農畜産物被害と食の安全確保のための早急な対策を求める意見書案が追加提出されました。

お諮りいたします。本案は、緊急を要しますので急施事件と認め、この際日程に追加し、審議することにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって本案は、急施事件と認め、日程に追加し、審議することに決定いたしました。

議長（渡部功君） 日程第17、追加提出議員発案の説明並びに質疑を行います。

この際、議員発案第2号を上程し、提案者の説明を求めます。20番鈴木和夫君。

【20番（鈴木和夫君）登壇】

20番（鈴木和夫君） 私から議員発案第2号福島第一原子力発電所の事故による農畜産物被害と食の安全確保のための早急な対策を求める意見書について、提案趣旨の説明を申し上げます。

福島第一原子力発電所の事故に端を発した東北・関東地方における農畜産物への被害は、放射性セシウムを含む稲わらの流通先や、その稲わらを給与された肉牛が全国へ出荷されたことにより、その被害の甚大さと深刻度が一気に高まってきております。

とりわけ、肉牛にあっては、風評被害による価格の下落が長期に及ぶものと予測され、畜産農家のみならず関係する業者にとって死活問題になりかねない事態が発生しております。

消費者にあっても食の安全に大きな不安を抱いており、農畜産物をめぐる危機は我々の身近に迫っております。国民の不安を一日も早く払拭するため、また、被害農家や関連産業を救済・支援するため、以下の事項について万全な対策を講ずるよう政府、関係大臣あてに強く要望するものであります。

1つ、全国の消費者の食の安全確保のため、正確な情報を提供するとともに、検査体制の確立により安全な農畜産物の流通に努めること。

2つ、肉牛については風評被害を防止し、安全性を担保する対応として全頭検査を実施すること。

3つ、被害農家及び関連産業に対する早急な補償を実施すること。

以上であります。既に新聞等で御案内のように、秋田県においては全頭検査の実施が決定されました。迅速な対応に感謝しながら、趣旨説明とさせていただきます。何とぞ満場の賛同のもとに可決くださいますようお願いを申し上げます。

以上です。

議長（渡部功君） これにて追加提出議員発案の説明を終わります。

この際、お諮りいたします。議員発案第2号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議員発案第2号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。議員発案第2号については、質疑、討論を省略し、直ちに

採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議員発案第2号については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

議長（渡部功君） 日程第18、議員発案第2号福島第一原子力発電所の事故による農畜産物被害と食の安全確保のための早急な対策を求める意見書の提出についてを議題いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって議員発案第2号は、原案のとおり可決されました。

この際、お諮りいたします。今臨時会において議決されました議案等において、その字句、条項、数字、その他文案等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。各委員会の所管に関する事項については、閉会中も調査検討したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（渡部功君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

議長（渡部功君） 以上をもって今臨時会の付議事件は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、平成23年第4回由利本荘市議会臨時会を閉会いたします。大変御苦労さまでした。

午後 8時52分 閉 会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

由利本荘市議会議長 渡 部 功

議 員 伊 藤 岩 夫

議 員 渡 部 聖 一